

## 特定 DTC 照会アプリ利用要領に係る QA

問1 「整備事業者へサービス提供する者（以下「整備事業者支援事業者」という。）」等は、研修モードを利用することは可能か。

（回答）

特定 DTC 照会アプリ利用要領（令和 5 年 11 月 6 日一部改正）別表⑦の「その他の OBD 検査の円滑な実施のために必要であると国土交通省又は機構が認める者」と整理し、研修モードを利用することは可能である。

ただし、研修モードの使用は、事業者からの操作方法等の問合せや指導依頼への対応に係る業務に使用する場合に限ることとし、第三者（事業者等）に使用はさせないこととする。

| 利用者区分   | 利用目的   | 利用できる機能  |
|---|--|--|
| ⑦ 国土交通省又は機構が委託して行う調査事業の契約者その他の OBD 検査の円滑な実施のために必要であると国土交通省又は機構が認める者 | 国土交通省又は機構が OBD 検査の円滑な実施のために必要であると認める調査等を行うこと | 研修モード（調査事業等の内容に応じ、機構が認めた場合に限り、他のモードを使用することができる。） |

問2 整備事業者支援事業者とは、どのような者を想定しているか。

（回答）

整備事業者に対する、OBD 検査システムの導入や運用の支援をサービスとして提供する者を想定している。

問3 整備事業者支援事業者が別表⑦の利用目的である「調査等を行うこと」はどのようなことを想定しているのか。

（回答）

整備事業者支援事業者が、整備事業者の PC 設定サポートやシステムの導入・運用の支援を実施することにより、OBD 検査システムの導入・運用に関して滞りなく実施されているかを把握し、国土交通省、機構に対してその旨を報告することを想定している。

問4 スキャンツールメーカーが、自社の検査用スキャンツールを使用している整備事業者への問合せ対応のため研修モードを利用することは可能か。

（回答）

別表④の目的として研修モード用 ID の払い出しを行うことは可能である。

| 利用者区分            | 利用目的                  | 利用できる機能 |
|------------------|-----------------------|---------|
| ④ 検査用スキャンツールの製作者 | 検査用スキャンツールの開発、製作を行うこと | 研修モード   |

問 5 グループ管理のみを行う事業者（事業場を有しない本社等）が事業場の指導のために研修モードを利用することは可能か。

（回答）

別表⑦に基づく研修モード用 ID の払い出しを行うことは可能である。

ただし、研修モードの使用は統括管理している事業場からの操作方法等問合せへの対応若しくは、社内における教育・研修を目的とする場合に限ることとする。

問 6 整備事業者支援事業者は利用者管理システム用の ID を取得することは可能か。

（回答）

利用者管理システムを使用可能とした場合、別表①の自動車特定整備事業者（指定工場、認証工場）と同様の機能をそのまま利用することとなり、架空の整備事業者として存在することができてしまうことから、利用者（工員・検査員）ではない者に登録・アプリを配布すると、OBD 検査モードや OBD 確認モードを使用させることが可能となる。これは OBD 検査システムのセキュリティの観点からも好ましくないため不可とする。

なお、整備事業者支援事業者は、整備事業者と個人情報の取り扱い等を整理した上で受託契約を行うことで管理責任者等となることが認められ、その時点で支援対象の整備事業者 ID を利用した利用者管理システムの操作は可能であることから、別途、整備事業者支援事業者専用の ID の払い出しは不要である。

問 7 整備事業者支援事業者等が目的外で研修モードを使用した場合は

（回答）

整備事業者支援事業者等が特定 DTC 照会アプリの利用規約に違反する又は目的外で使用したことが確認された場合は、当該整備事業者支援事業者等による研修モードの使用を禁止し、整備事業者支援事業者等に提供している研修モード用 ID の全部又は一部を停止する措置をとる。